不動産投信発行者名

東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 クレッシェンド投資法人 代表者名

執 行 役 員 轉 充 宏 (コード番号:8966)

問合せ先

カ ナ ル 投 信 株 式 会 社 管 理 部 長 袴 田 浩 TEL. 03-5402-8731

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

クレッシェンド投資法人(以下「本投資法人」という。)は、平成17年2月2日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資証券(以下「本投資証券」という。)を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に上場するにあたって実施する新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1.公募による新投資口発行(一般募集)
 - (1) 発行新投資口数 30,000口
 - (2) 発 行 価 額 未定

(平成 17 年 2 月 25 日 (金曜日)(以下「発行価格決定日」という。)に開催される予定の役員会において決定する。)

(3) 募 集 方 法

一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。なお、野村證券株式会社以外の引受人は、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、三菱証券株式会社、みずほ証券株式会社及びコスモ証券株式会社(以下野村證券株式会社と併せて「引受人」という。)とする。

なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」第4 条に規定するブック・ビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により、発行価格決定日に決定する。

- (4) 引受契約の内容
- 引受人は、下記(8)記載の払込期日に引受価額(発行価額)の総額を本 投資法人に払込み、一般募集における発行価格の総額と引受価額(発 行価額)の総額との差額は、引受人の手取金とする。本投資法人は、 引受人に対して引受手数料を支払わない。
- (5) 需要の申告期間 平成17年2月18日(金曜日)から (ブッケ・ビルディング期間) 平成17年2月24日(木曜日)まで
- (6) 申 込 単 位 1口以上1口単位

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目 的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目 論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (7) 申 込 期 間 平成 17年 2月28日(月曜日)から 平成 17年 3月 3日(木曜日)まで
- (8) 払 込 期 日 平成17年3月7日(月曜日)
- (9) 投資証券交付日 平成17年3月8日(火曜日)(以下「上場(売買開始)日」という。)
- (10) 金銭の分配の起算日 平成 16 年 10 月 1 日 (金曜日)
- (11) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 2.投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記 < ご参考 > 1.を参照のこと。)
 - (1) 売 出 人 及 び 野村證券株式会社 1,200 口

売 出 投 資 口 数 売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案したうえで野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの上限口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。

(2) 売 出 価 格 未定

(売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。)

- (3) 売 出 方 法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案したうえで、一般募集の主幹事 会社である野村證券株式会社が 1,200 口を上限として借り入れる本投資 証券の売出しを行う。
- (4) 需要の申告期間 平成17年2月18日(金曜日)から (ブッケ・ビルディング期間) 平成17年2月24日(木曜日)まで
- (5) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (6) 申 込 期 間 平成 17年 2月28日(月曜日)から 平成 17年 3月 3日(木曜日)まで
- (7) 受 渡 期 日 平成17年3月8日(火曜日)
- (8) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 3.第三者割当による新投資口発行(下記 < ご参考 > 1.を参照のこと。)
 - (1) 発行新投資口数 1,200口
 - (2) 発 行 価 額 未定

(発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。)

- (3) 割当先及び投資口数 野村證券株式会社 1,200 口
- (4) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (5) 申込期間(申込期日) 平成17年 4月 5日(火曜日)
- (6) 払 込 期 日 平成17年4月5日(火曜日)
- (7) 金銭の分配の起算日 平成16年10月 1日(金曜日)
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 第三者割当による新投資口発行については、平成 17 年 2 月 2 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<ご参考>

1.オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案したうえで、一般募集とは別に、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が後記「5.その他/(1)販売先の指定」に記載の指定先である平和不動産株式会社から1,200口を上限として借入れる本投資証券(但し、かかる貸借は、「5.その他/(1)販売先の指定」に記載するとおり、平和不動産株式会社への販売がなされることを条件とします。)の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が平和不動産株式会社から借入れた本投資証券(以下「借入投資証券」という。)の返還に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は平成17年2月2日(水曜日)開催の役員会において、上記「3.第三者割当による新投資口発行」に記載の野村證券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口1,200口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」という。)を、平成17年4月5日(火曜日)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、平成 17 年 3 月 8 日 (火曜日)から平成 17 年 3 月 29 日 (火曜日)までの間 (以下「シンジケートカバー取引期間」という。) 借入投資証券の返還を目的として、東京証券取引所に おいてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け (以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により 買付けた本投資証券は、その口数の全てが借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引によって買付け、借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、本投資証券を取得する予定です。そのため本件第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現	在	の	発	行	済	投	資	П	数	15,592 🛘	
_	般募	集	に	よる	増	加力	投 資		数	30,000 □	
_	般 募	集	後 0	り発	行 済	投	資 口	総	数	45,592 □	
第	三 者	割:	当に	こよ	る増	加	投 資		数	1,200 □	(注)
第	三者	割当	4後	の発	行	斉 投	資口] 総	数	46,792 □	(注)

(注)上記「3.第三者割当による新投資口発行」の発行新投資口数の全口数に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の調達資金の使途

一般募集及び第三者割当による新投資口発行に係る手取金については、本投資法人による特定資産の取 得資金及び既存借入金の返済等に充当します。

4.投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益配分等を行います。

5. その他

(1) 販売先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているカナル投信株式会社(以下「資産運用会社」という。)の株主である平和不動産株式会社及び資産運用会社に対し、一般募集の対象となる本投資証券のうちそれぞれ 1,284 口及び 200 口を販売する予定です。

(2) 売却・追加発行等の制限

一般募集の行われる前から本投資法人の投資口を保有している投資主である平和不動産株式会社及び資産運用会社は、上記「(1)販売先の指定」に記載の通り一般募集の対象となる本投資証券のうちそれぞれ1,284 口及び200 口を取得予定ですが、両社及び両社と同様に一般募集の行われる前から本投資法人の投資口を保有している投資主である大和生命保険株式会社は、一般募集に関連して、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社との間で、上場(売買開始)日から上場日の1年後の応答日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、その保有する本投資証券の売却等(但し、平和不動産がオーバーアロットメントによる売出しのために本投資証券を野村證券株式会社に貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨それぞれ合意しています。

一般募集に関連して、本投資法人は、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社との間で、 上場(売買開始)日から上場日の3ヶ月後の応答日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面 による同意なしには、本投資証券の追加発行等(但し、本件第三者割当及び投資口分割による追加 発行等を除きます。)を行わない旨合意しています。

上記 及び のいずれの場合においても、野村證券株式会社は制限期間中にその裁量で当該合意内容 の一部又は全部を解除する権限を有しています。

なお、上記 及び における制限とは別に、本書の日付現在における投資主は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」その他の適用規則に準じて本投資法人との間で継続所有に関する確約を行っており、平成 16 年 11 月 11 日から 1 年間を経過する日までの間は、原則として本書の日付現在における所有投資口(但し、資産運用会社については本書の日付現在における所有投資口のうち 231 口のみが制限対象となります。)の全部又は一部を第三者に譲渡しないこととなっております。

以上

* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会